# コーポレート・ガバナンス

アンリツは、経営の最重要課題として、継続的な企業価値の向上に取り組んでいます。 グローバル企業として経営環境の変化に柔軟かつスピーディーに対応できる 意思決定システムの整備とともに、コーポレート・ガバナンスが有効に機能する環境と仕組みの 構築に努めています。

## 取締役会

当社は、取締役会と監査役会を中心としたコーポレート・ガバナンス体制を構築しており、2000年には、執行役員制度を導入しています。

取締役会は、執行役員制度の導入にあわせて体制をスリム化し、議論の活性化を図っています。原則として毎月1回開催しており、決議事項、報告事項のほかに「フリーディスカッション」を毎回開催し、中長期的な経営課題などについて議論しています。

なお、取締役会の諮問機関として、社外委員が過半数を 占める報酬諮問委員会を設置しており、取締役、執行役員、 理事の報酬制度や具体的な評価に客観性を持たせています。

2005年には、豊富な経営経験を持つ清田瞭氏を社外取締役として迎え、中期経営計画の策定についてアドバイスをいただくなど、社外からの視点も充実させています。

## 経営戦略会議

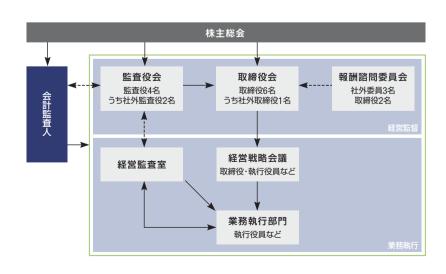
業務執行に関する重要事項については、当該事項に関係する執行役員が参加する経営戦略会議において審議・決定することにより、意思決定の内容を経営幹部で共有しています。また、取締役会に付議される事項は事前に経営戦略会議においても議論を行い、審議の充実を図っています。経営戦略会議は毎月1~2回開催しています。

## 監査体制

当社は監査役を4名選任しています。

常任監査役は、取締役会や経営戦略会議のほか、重要な 社内会議に積極的に参加し、また、監査役会の定めた監査 方針に従って監査しています。

社外監査役は、裁判官として活躍され、現在は弁護士で 大学教授の龍岡資晃氏と、豊富な経営経験や税務および会



計に関する見識をお持ちの的井保夫氏を選任しており、それぞれ高度な専門知識に基づき監査をしていただいています。

#### 内部統制システムの整備

当社は、企業の成長およびその経営目標達成の阻害要因(ビジネスリスク)を網羅的に把握・評価し、全社的に管理するため、2006年4月に内部統制の整備を推進する組織として内部統制推進室を新設し、内部統制システムの強化活動に取り組んでいます。

すでに、主要プロセスにおいて選抜されたメンバーによって、海外グループ会社を含めて業務プロセスの文書化が進められており、今後は、統制の有効性の評価や外部監査人による監査によって財務報告の正確性と信頼性を確保していきます。また、現状のプロセスを分析、評価する過程で認識された社内の業務の効率性や、法令遵守の課題に対する改善活動を実施することにより、全体として内部統制を再整備します。

アンリッグループのすべての製品と技術は、キャッチオール規制(注6)の対象となっており、輸出管理はアンリッのコンプライアンスにおいて非常に重要なテーマです。また、世界各地域への輸出件数の増加により、輸出管理に関するリスクはますます大きくなっています。

アンリツは、従来から輸出管理体制の整備に力を入れており、日本の貿易審査室や子会社の当該部門による日常的なモニタリングシステムに加えて、Global Export Control Committee (GECC)の設置や、グローバルな輸出管理システムの整備などにより、円滑な運営とプロセスの継続的改善に積極的に取り組んでいます。

また、2007年2月には、経済産業省と財団法人安全保障 貿易情報センターが、タイとフィリピンで開催した現地産業 界向けのセミナーにおいて、輸出管理優良企業として当社 が日本企業を代表して講演するなど、関連分野でも積極的 に貢献しています。

(注6) キャッチオール規制: 大量破壊兵器の拡散を防ぐため、2002年に対象範囲を広げて 施行された輸出規制。製品などを輸出するためには所定の手続きを経る必要がある。

#### 外部からの評価

アンリツのコーポレート・ガバナンスへの取り組みは外部からも評価されており、日本コーポレート・ガバナンス研究所 (JCGR) が東証第一部上場企業を対象に実施した、「第5回(2006年)コーポレート・ガバナンス調査」では、回答企業312社のうち14位となっています。

また、企業年金連合会の設定するコーポレート・ガバナンスファンド(2007年5月現在68銘柄)にも、2006年11月から組入れられています。このファンドは、ガバナンスが優れていると認められる銘柄を選別し投資するものです。

## 当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の導入

当社は、企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、2007年6月に、株主総会の決議により「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」を導入しました。

この買収防衛策は、当社株式の株券等保有割合が20%以上となるような大規模買付行為が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断を行うための必要かつ十分な情報および時間を確保するため、当社取締役会が、大規模買付情報の提供や当社取締役会による評価・検討期間の確保などを内容とする「大規模買付ルール」を定め、大規模買付者に対してルールの遵守を求めるものです。

大規模買付者が出現した場合、社外取締役・社外監査役・社外委員からなる独立委員会は評価・審議を行い、大規模買付者がルールを遵守していないと判断したときは、取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、必要に応じて対抗措置として新株予約権の無償割当てなどを実施します。また、この買収防衛策は、前述の独立委員会の設置に加え、外部専門家の助言など、公正性・合理性を担保し、取締役会の恣意的判断を排除する仕組みを講じています。